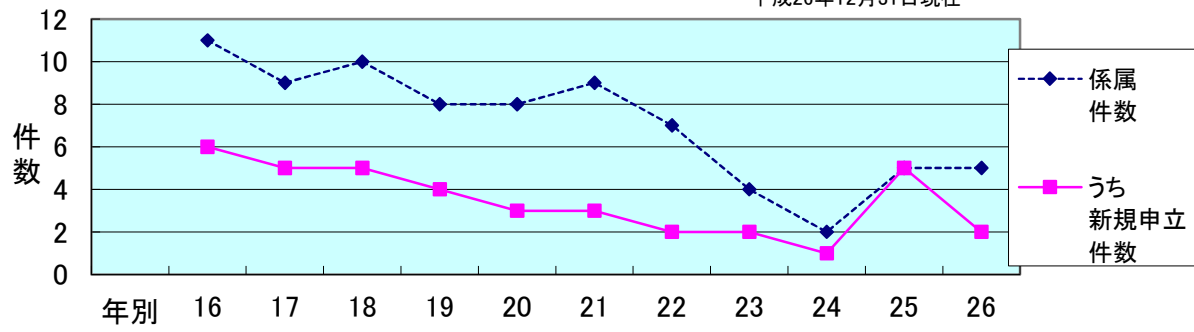


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移

平成26年12月31日現在



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成26年12月31日現在

状 況		24	25	26		
係 属 状 況	前年からの繰越		1		3	
	新規申立		1	5	2	
	計		2	5	5	
	新 規 申 立	申 立 人	組 合	1	5	2
			個 人			
			組合・個人			
		該	1			
			2		1	1
			3		1	
			4			
			1・2			1
			1・3		2	
			1・4			
			2・3	1	1	
			2・4			
			1・2・3			
	1・2・3・4					
	企 業 規 模	49人以下	1	2	1	
		50人～99人				
100人～499人			1	1		
500人～999人			1			
1,000人以上			1			
終 結 状 況	移 送					
	取 下			2		
	和 解	関 与	1		3	
		無 関 与				
		小 計	1		3	
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済	1			
		棄 却				
		却 下				
		小 計	1			
終 結 計		2	2	3		
次 年 へ 繰 越			3	2		
終結事件平均処理日数		377.5日	48.5日	200.7日		

(第14表) 不当労働行為事件 一覧表

平成26年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員	〔終結 状況〕
		従業員数									◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	
25 1	運輸業、郵 便業	(4) 359	2 3	組合掲示板設置 団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H25.3.25	-	-	7	-	-	○三浦 △前出 △高林 (△川村)	係属中
		21,600										
25 2	医療・福祉 業	(135) 600	1 3	差別取扱の禁止 分会の組織、運営に対する 支配介入の禁止 仮処分申立てによる支配介 入の禁止 文書の手交及び掲示	H25.8.12	-	-	10	-	-	◎松本 (○森田) ○藤本 △金森 △西場	係属中
		166										
25 5	製造業	(2) 600	2	団交応諾 文書の手交及び掲示	H25.12.6	H26.11.25	355	8	-	-	○向山 (○村田) △吉川 △伊藤	関与 和解
		21										
26 1	建設業	(1) 650	1 2	団体交渉応諾 未払賃金の支払い 文書の手交及び掲示	H26.3.12	H26.7.30	141	5	-	-	○小西 △土森 △野呂	関与 和解
		5										
26 2	サービス 業	(1) 650	2	団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H26.5.12	H26.8.25	106	4	-	-	○三浦 △前出 △伊藤	関与 和解
		170										

※組合員数欄の()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)